

## 函館市青少年健全育成成功労者（団体）表彰要領

### 1 趣 旨

この要領は、函館市青少年活動表彰要綱に基づく函館市青少年健全育成成功労賞の授与に関し必要な手続を定めるものとする。

### 2 表彰の対象

現に青少年の健全育成活動を地域において献身的に行っており、その功績が当該地域で全面的に認められ、実践歴おおむね10年以上の者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 青少年の健全育成指導に功績があるもの
- (2) 非行青少年の善導，更正等に顕著な功績があるもの
- (3) 青少年をめぐる環境浄化にあたって顕著な功績があるもの

### 3 推薦の方法

表彰候補者の推薦は、次に掲げる者が提出する推薦書によって行う。

- (1) 地域住民組織の代表者
- (2) 青少年団体の代表者

### 4 表彰の方法

表彰は、表彰状および記念品を贈る。

### 附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

## 函館市勤労青少年サークル育成指導者表彰要領

### 1 趣 旨

この要領は、函館市青少年活動表彰要綱に基づく函館市勤労青少年サークル育成指導賞の授与に関し必要な手続を定めるものとする。

### 2 表彰の対象

現に勤労青少年サークルの育成のため積極的に活動をしており、その実績が顕著で指導者として3年以上活動しているものを対象とする。

### 3 推薦の方法

表彰候補者の推薦は、次に掲げる者が提出する推薦書によって行う。

- (1) サークルの育成団体および指導機関の長
- (2) サークルの代表者

### 4 表彰の方法

表彰は、表彰状および記念品を贈る。

#### 附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

## 函館市青少年ジュニア活動表彰要領

### 1 趣 旨

この要領は、函館市青少年活動表彰要綱に基づく函館市青少年ジュニア活動賞の授与に関し、必要な手続を定めるものとする。

### 2 表彰の対象

表彰は、函館市内に居住する小学6年生から20歳未満の青少年、または青少年グループで、おおむね次のいずれかの活動に顕著な実績のあったものを対象とする。

- (1) 自主性、創造性を涵養するとともに、奉仕の精神や地域の連帯感を高めて仲間づくりを推進する活動
- (2) スポーツやレクリエーションを推進し、明るい地域づくりに貢献する活動
- (3) ボランティア活動など地域の福祉向上に貢献する活動
- (4) そのほか、他の模範となる活動

### 3 推薦の方法

表彰候補者の推薦は、次に掲げる者が提出する推薦書によって行う。

- (1) 地域住民組織の代表者および指導者
- (2) 青少年団体の代表者および指導者
- (3) 学校の代表者および指導者
- (4) その他、市長が認めた者

### 4 表彰の方法

表彰は、表彰状および記念品を贈る。

### 附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

## 函館市青少年活動貢献者表彰要領

### 1 趣 旨

この要領は、函館市青少年活動表彰要綱に基づく函館市青少年活動貢献賞の授与に関し必要な手続を定めるものとする。

### 2 表彰の対象

過去に個人で函館市青少年健全育成功労賞，函館市勤労青少年サークル育成指導賞，または函館市青少年ジュニア活動賞のいずれかを受賞し，受賞後さらに10年以上継続して活動に尽力し，または貢献し，その功績が顕著な者を対象とする。

### 3 推薦の方法

表彰候補者の推薦は，過去に受賞した賞の授与に関し必要な手続を定める要領の「3 推薦の方法」に掲げる者が提出する推薦書によって行う。

### 4 表彰の方法

表彰は，表彰状および記念品を贈る。

### 附 則

この要領は，平成24年 4月 1日から施行する。